

出力制御の公平性の確保に係る指針（案）に対する意見公募の結果について（別紙）

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	本指針案では、出力制御をしている時間に限定した公平性は確保していると考えられるが、今回新規追加された「電制装置設置事業者」に対する実際の電制が行われたときの対応まで含める必要があり、ここまで規定しなければ、公平性が担保されない。 具体的には、"地域間連系線"の運用容量増加のための電制により、実際に発電機が停止させられた場合には、この時の停止時間や逸失電力量の補填についても、公平性の観点から、規定する必要がある。 この趣旨は、"地域内"送電線の運用容量を増加させるための取組みである「N-1電制」では、電制後の停止に伴って発生するオペレーション費用については精算することとされている。 こうしたことから、本指針案では公平性が担保されず、不十分であると考えられるため、こうした観点の追記が必要である。	本ガイドラインは出力制御の機会の公平性を規定するものであり、実際の停止時間や補填について規定するものではありません。 いただいたご意見については、今後の制度検討の参考とさせていただきます。
2	新旧対照表では、電制装置設置事業者について「原則制御しないが、必要に応じて制御する可能性がある」とされているが、制度上の位置づけと運用基準を明確化すべきである。 ハイブリッド運用では、手動制御と代理制御が同日に混在する場合があるが、指針案では「合計回数で均等化すれば公平」とされている。 しかし、実際の制御量は大きく異なる可能性があり、回数ベースの均等化では経済的負担の偏りが拡大する。 制御量ベースの評価指標を導入すべきである。 指針案では出力制御の見通しや実績の公表が求められているが、公平性を検証するために必要な以下の情報が欠落している。 （事業者別の制御回数・制御量、代理制御の割当根拠、グループ分けの基準、年度を跨ぐ調整の実態、電制装置設置事業者の扱い） これらが公表されなければ、制度が適切に運用されているかを外部から検証できない。透明性確保のため、事業者別の詳細データの公表を求める。 本指針案は、再エネ出力制御の運用を整理する重要な枠組みであるが、 ・実質的な公平性 ・制度の透明性 ・検証可能性 の観点から改善すべき点が多い。 特に、制御量の扱い、代理制御の透明性、電制装置設置事業者の位置づけ、公表情報の充実、制度への信頼性確保に不可欠である。	出力制御指示にあたっては、地域別日射予測等を行い、出力想定量に基づき出力制御対象を決定します。しかし、制御指示時と実際の出力制御時の日射量・風況等は異なるため予測した制御量と、実際の出力制御量は異なることになります。こういったことを踏まえ、「制御量」ではなく「機会」の均等性を求めてところであり、現行の出力制御の公平性の確保に係る指針において、結果的に全ての電源が均等に出力制御されない場合も、手続上の公平が確保されている限りにおいて、国が求める公平性に反することにはならないと整理しています。 また、電力広域的運営推進機関において、一般送配電事業者による出力制御の判断や運用が適切であったか、事業者間の公平性が確保されていたかを事後検証し、結果を公表しています。 いただいたご意見については、今後の制度検討の参考とさせていただきます。